

香川県監査委員規程及び香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和2年3月27日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 高田良徳
同 新田耕造

香川県監査委員規程第2号

香川県監査委員規程及び香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程
(香川県監査委員規程の一部改正)

第1条 香川県監査委員規程(昭和39年香川県監査委員規程第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(監査委員会議)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(1) 監査基準に関する事項</u></p> <p><u>(2) 監査計画に関する事項</u></p> <p><u>(3) 監査等(検査を除く。)の結果並びに結果に基づく公表、報告、報告、通知及び意見に関する事項</u></p> <p><u>(4) 監査の結果に基づく報告等に対する措置状況の公表に関する事項</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(監査委員会議)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 監査等の執行計画に関する事項</u></p> <p><u>(2) 監査等の結果に基づく公表、報告、報告、通知及び意見に関する事項</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>3・4 略</p>

(香川県監査委員事務局規程の一部改正)

第2条 香川県監査委員事務局規程(昭和47年香川県監査委員規程第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 監査基準に関すること。</u></p> <p><u>(4) 監査計画に関すること。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 監査等の計画に関すること。</u></p>

(5)～(8) 略

(9) 決算審査等に関すること。

(10)・(11) 略

(専決)

第5条 略

(1)～(7) 略

(8) 臨時的任用職員の任用に関すること。

(9)～(14) 略

2 略

(4)～(7) 略

(8) 決算及び基金運用状況の審査に関すること。

(9)・(10) 略

(専決)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項（次項各号に掲げる事項を除く。以下「事務局長専決事項」という。）を専決することができる。

(1)～(7) 略

(8) 臨時職員の雇用に関すること。

(9)～(14) 略

2 略

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。